議案第７２号

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

小田原市職員定数条例（昭和２４年小田原市条例第１００号）の一部を次のように改正する。

別表消防職員の項中「３７５」を「４００」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和　８　年　９　月　１　日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

消防体制について必要な人員数の確保を図る観点から消防職員を増員するため提案するものであります。